

平成20年9月30日
原子力安全対策課
(20-56)
<11時資料配付>

原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の 第21回定期検査開始について

このことについて、(独)日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

記

原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）は、平成20年2月12日に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置中であるが、使用済燃料の取扱いまたは貯蔵に関する設備については「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（原子炉等規制法）に基づく検査を実施し、それ以外の廃止措置中に機能を維持する必要がある設備・機器については点検を行うため、平成20年10月1日より平成21年3月31日までの約6カ月の予定で第21回定期検査を実施する。定期検査を実施する主な設備は次のとおりである。

- (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (2) 原子炉冷却系統施設
- (3) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (4) 放射線管理施設
- (5) その他原子炉の付属設備（非常用電源設備を含む）
- (6) 廃止措置を実施するために必要な主要施設

問い合わせ先(担当：藤内)
内線2354・直通0776(20)0314

原子炉廃止措置研究開発センター 第21回定期検査工程表

項目	平成 20 年				平成 21 年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
主要工程	10/1 ▶定期検査開始							3/31 ▶定期検査終了予定
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設			使用済燃料貯蔵設備点検		プール水冷却浄化系点検			
						余熱除去系点検		
				液体・固体廃棄物処理系点検				
					放射線管理用計測装置点検			
放射性廃棄物の廃棄施設								
放射線管理施設								
非常用電源設備							直流計装電源点検	
							非常用ディーゼル発電機点検	
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設								
原子炉冷却系統施設								
放射性廃棄物の廃棄施設								
放射線管理施設								
その他原子炉の付属施設 (非常用電源設備を含む)								
廃止措置を実施するために 必要な主要施設								
法律に基づく検査を受検する設備								
廃止措置計画に基づき維持管理する設備								